第二章第三節に次の一款を加える。

第五款　環境再生・資源循環局

（環境再生・資源循環局に置く課等）

第四十条　環境再生・資源循環局に、次の三課及び参事官四人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

総務課

廃棄物適正処理推進課

廃棄物規制課

（総務課の所掌事務）

第四十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境再生・資源循環局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（資源の循環利用等に係るものに限る。）。

三　環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（資源の循環利用等に係るものに限る。）。

四　廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること（廃棄物の再生に係るもの（廃棄物処理法の施行に関すること、独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関することを除く。）に限る。）。

五　廃棄物の処理施設の整備に関する計画の立案に関すること。

六　広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること。

七　環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、環境再生・資源循環局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（廃棄物適正処理推進課の所掌事務）

第四十二条　廃棄物適正処理推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（総務課、廃棄物規制課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関すること。

三　清掃に関すること。

四　原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいい、廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。第四十四条第六号において同じ。）の適正な処理に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

五　環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

六　下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行に関すること。

七　環境再生・資源循環局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること（原子力災害からの環境の再生に係る技術に関するものを除く。）。

（廃棄物規制課の所掌事務）

第四十三条　廃棄物規制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること。

二　産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（総務課、廃棄物適正処理推進課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

三　廃棄物の処理に関する基準に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

四　爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理に関すること（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。次条第三号において同じ。）の確実かつ適正な処理の推進に関するものを除く。）。

五　独立行政法人環境再生保全機構の行う業務（廃棄物処理法第八条の五第三項（廃棄物処理法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の管理に係ることに限る。）に関すること。

（参事官の職務）

第四十四条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は環境再生・資源循環局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（原子力災害からの環境の再生に関することに限る。）。

二　環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（原子力災害からの環境の再生に関することに限る。）。

三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

四　廃棄物の処理に伴い環境の保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去に関すること。

五　災害により生じた廃棄物の適正な処理に関すること（当該廃棄物の処理のための補助に係るもの並びに総務課及び廃棄物規制課の所掌に属するものを除く。）。

六　原子力災害からの環境の再生に関すること（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物の適正な処理に係るものを除き、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理に係るものに関しては、当該廃棄物の適正な処分のための施設の整備及び管理に関することに限る。）。

七　環境再生・資源循環局の所掌事務に関する原子力災害からの環境の再生に係る技術の総括に関すること。

八　中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関すること。

附則第二項を次のように改める。

（大臣官房環境保健部参事官の設置期間の特例）

2　第十二条第二項の参事官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第三項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（地球環境局参事官の設置期間の特例）

3　第二十三条の参事官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第四項を削る。

附則第五項の前の見出しを削り、同項中「第十一条第一項」を「第四十条」に改め、「参事官」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものを除く。）」を加え、「平成二十九年七月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を附則第四項とし、同項の前に見出しとして「（環境再生・資源循環局参事官の設置期間の特例）」を付する。

附則第六項中「第十一条第一項」を「第四十条」に、「（前項に規定するものを除く。）のうち一人」を「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。）」に、「平成三十二年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同項を附則第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

（福島地方環境事務所の設置期間の特例）

6　福島地方環境事務所は、当分の間、置かれるものとする。

附則第七項から第九項までを削る。